

高岡市民歩こう会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、高岡市民歩こう会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、公益財団法人高岡市スポーツ協会（以下「市スポ協」という。）内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、「歩こう会」の健全な普及発展に努めるとともに、余暇を善用して健康を増進することにより、会員相互の親睦をはかり、健康で明朗な市民生活の向上に寄与することを目指すとする。

(事 業)

第4条 本会は、前条目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 定期的な「歩こう会」の開催
- (2) 「歩こう会」の普及ならびに指導者の育成
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

(事業及び予算・決算等)

第5条 本会は、前条の事業及び予算、決算に関しては、市スポ協理事会の決議に基づき実施する。

第3章 会員および会費

(会 員)

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

(会 費)

第7条 本会の会員になろうとするものは、次に掲げる会費を納入する。その会計は市スポ協の定款の定めるところにより処理する。

- (1) 会員の会費については、幹事会で定めた額とする。
- (2) その他の寄付金、補助金をもって事業運営費をまかなう。

第4章 役 員

(役 員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長2名、幹事長1名、幹事若干名
- (2) 本会に顧問をおくことができる

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第10条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、幹事会で承認を得て、市スポ協会長が委嘱する
- (2) 幹事長は、幹事の中から選任し、幹事会の承認を得て会長が委嘱する
- (3) 幹事は、会員の中から選任し、会長が委嘱する
- (4) 顧問は、幹事会の承認を得て、会長が委嘱する

(役員の任務)

第11条 本会の役員の任務は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、これを代行する
- (3) 幹事長は、会長の命をうけて会務を執行する
- (4) 幹事は、会務を掌理する
- (5) 顧問は、会長の諮問に応ずる

第5章 会 議

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、幹事で構成し、必要に応じ会長が召集して次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算の作成
- (2) 事業報告及び決算の報告
- (3) その他、この会の運営に必要な事項

第6章 事務局

第13条 本会の事務は、市スポ協事務局において処理する。

第7章 本規約の変更

第14条 この規約は、幹事会において3分の2以上の同意を得たのち、市スポ協理事会の承認を受けて変更することができる。

附則

- 1 この規約は昭和53年2月23日から施行する。
- 2 この規約は平成5年2月25日から施行する。
- 3 この規約は平成18年2月14日から施行する。
〈第6条(1)変更、第7条役員追加〉
- 4 この規約は平成18年4月1日から施行する。
〈第2条変更〉
- 5 この規約は平成24年4月1日から施行する。
〈第2条等の変更〉
- 6 この規約は令和5年3月15日一部改正(令和5年4月1日から施行する)
〈第7条(1)(2)変更、(3)削除〉
- 7 この規約は令和6年3月19日一部改正(令和6年4月1日から施行する)
〈事務局名称変更〉
- 8 この規約は令和7年3月19日一部改正(令和7年4月1日から施行する)
〈第4条(1)変更、第6条(1)(2)削除、第7条(1)変更、第10条(3)変更〉